

令和 7 年 9 月 2 日 提出

今治市議会定例会（第 4 回）議案

今治市議会定例会（第４回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案74	令和７年度 今治市一般会計補正予算（第４号）	別 冊
議案75	令和７年度 今治市工業用水道事業会計補正予算（第１号）	〃
議案76	今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定	1
	について	
議案77	今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につい	9
	て	
議案78	今治市下水道条例等の一部を改正する条例制定について	19
議案79	今治市給水条例の一部を改正する条例制定について	25
議案80	防災行政無線システム更新工事請負契約の締結について	29
議案81	財産の取得について（小型動力ポンプ）	31
議案82	令和６年度 今治市水道事業決算の認定について	35
議案83	令和６年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	37
議案84	令和６年度 今治市簡易水道事業決算の認定について	39
議案85	令和６年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	41
議案86	令和６年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	43
	て	
議案87	令和６年度 今治市下水道事業決算の認定について	45
報告 8	専決処分について	47

	・ 損害賠償額の決定及び和解について	49
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	51
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	53
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	55
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	57
報告 9	公営企業資金不足比率について	59

今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

仕事と育児との両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、所要の改正をしようとするもの。

今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年今治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第21条の2第1項」を「第21条の3第1項」に改める。

第21条の3を第21条の4とする。

第21条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第21条の3とする。

第21条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第21条の2 任命権者は、今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号。以下「育児休業条例」という。）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 育児休業条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当た

っては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第21条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

「参 考」

今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(介護休暇) 第20条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第21条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第21条の2 任命権者は、今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号。以下「育児休業条例」という。）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	(介護休暇) 第20条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第21条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2. 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両

<u>立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第21条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> _____に 係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第21条の4</u> 略	_____ _____ _____ _____ _____ （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第21条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に 係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2・3 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第21条の3</u> 略
---	---

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、職員の部分休業に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするもの。

今治市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで、第5項及び第6項」に改める。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第21条の2第3項中「前条」を「第21条」に改め、「第2項」の次に「、第21条の2、第21条の3、第21条の4第1号、第21条の5並びに前条」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第21条の5中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは、「9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子」と読み替えるものとする。

第21条の2を第21条の7とする。

第21条の次に次の5条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月

31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業の承認の取消事由）

第21条の6 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が同法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

第22条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、「（以下「部分休業等」という。）」を削る。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の今治市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

3 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年今治市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第21条第1項」の次に「及び第21条の2」を加え、「第21条の2第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

(今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 4 今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年今治市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第21条第1項」の次に「及び第21条の2」を加え、「第21条の2第1項」を「第21条の7第1項」に改める。

「参 考」

今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで、第5項及び第6項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することができない職員） 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数 _____ _____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第1号部分休業</u>の承認） 第21条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u> _____の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業を請求することができない職員） 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。）を除く _____。） （<u>部分休業</u> _____の承認） 第21条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第10条第1項に規定する</u>

の承認は

____、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の許可を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間の例により付与される休暇又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の例により付与される休暇（これらと同様の休暇として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものを含む。）の許可を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を許可されている時間を減じた時間で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号
に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規

正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりに
において、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の許可を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間の例により付与される休暇又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の例により付与される休暇（これらと同様の休暇として、同条例第22条の規定により規則の定める基準に従い、任命権者が定めるものを含む。）の許可を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を許可されている時間を減じた時間で）行うものとする。

定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例

で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したとその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条の6 育児休業法第19条第6項において

準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が同法第19条第3項の規定による変更をしたときとする。

(部分休業の例による休業)

第21条の7 略

2 略

3 第1項の規定による休業の承認をする場合においては、第21条第1項及び第2項、第21条の2、第21条の3、第21条の4第1号、第21条の5並びに前条の規定を準用する。この場合において、第21条の5中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは、「9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子」と読み替えるものとする。

(部分休業等をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業又は部分休業の例による休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14

第21条の2 略

2 略

3 第1項の規定による休業の承認をする場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(部分休業の例による休業)

第21条の2 略

2 略

3 第1項の規定による休業の承認をする場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(部分休業の例による休業)

第21条の2 略

2 略

3 第1項の規定による休業の承認をする場合においては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(部分休業等をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員が部分休業又は部分休業の例による休業(以下「部分休業等」という。)の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14

条又は会計年度任用職員給与条例第15条若しくは第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条又は会計年度任用職員給与条例第14条若しくは第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 _____ _____	条又は会計年度任用職員給与条例第15条若しくは第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条又は会計年度任用職員給与条例第14条若しくは第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>（部分休業等の承認の取消事由）</u> <u>第23条</u> <u>第15条の規定は、部分休業等について</u>
_____ （妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等） <u>第23条</u> 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第24条</u> 略 （委任） <u>第25条</u> 略	準用する。 （妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等） <u>第24条</u> 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第25条</u> 略 （委任） <u>第26条</u> 略

今治市下水道条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

災害その他非常の場合における排水設備等の工事の施行について、所要の改正をしようとするもの。

今治市下水道条例等の一部を改正する条例

(今治市下水道条例の一部改正)

第1条 今治市下水道条例（平成17年今治市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 他の市町村長の指定を受けたものに工事を行わせること。
- (2) 第6条の規定による確認並びに前条の規定による届出及び検査について、市長が別に定めるところによること。

(今治市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第2条 今治市特定環境保全公共下水道条例（平成17年今治市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 他の市町村長の指定を受けたものに工事を行わせること。
- (2) 第8条において準用する下水道条例第6条の規定による確認並びに同条例第7条の規定による届出及び検査について、市長が別に定めるところによること。

(今治市小規模下水道条例の一部改正)

第3条 今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 他の市町村長の指定を受けたものに工事を行わせること。
- (2) 第10条において準用する下水道条例第6条の規定による確認並びに同条例第7条の規定による届出及び検査について、市長が別に定めるところによること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

第 1 条による今治市下水道条例改正条項新旧対照表

新	旧
(排水設備等の工事の施行) 第 8 条 排水設備等の新設等又は撤去の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として、規則で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。</u> <u>(1) 他の市町村長の指定を受けたものに</u> <u>工事を行わせること。</u> <u>(2) 第 6 条の規定による確認並びに前条</u> <u>の規定による届出及び検査について、市長</u> <u>が別に定めるところによること。</u> 2 略	(排水設備等の工事の施行) 第 8 条 排水設備等の新設等又は撤去の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として、規則で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 略

「参 考」

第2条による今治市特定環境保全公共下水道条例改正条項新旧対照表

新	旧
(排水設備等の工事の施行) 第4条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設、増設若しくは改築（以下「新設等」という。）又は撤去の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。</u> <u>（1） 他の市町村長の指定を受けたものに工事を行わせること。</u> <u>（2） 第8条において準用する下水道条例第6条の規定による確認並びに同条例第7条の規定による届出及び検査について、市長が別に定めるところによること。</u> 2 略	(排水設備等の工事の施行) 第4条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設、増設若しくは改築（以下「新設等」という。）又は撤去の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 略

「参 考」

第3条による今治市小規模下水道条例改正条項新旧対照表

新	旧
(排水設備等の工事の施行) 第6条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設、増設若しくは改築（以下「新設等」という。）又は撤去の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。</u> <u>（1） 他の市町村長の指定を受けたものに工事を行わせること。</u> <u>（2） 第10条において準用する下水道条例第6条の規定による確認並びに同条例第7条の規定による届出及び検査について、市長が別に定めるところによること。</u> 2 略	(排水設備等の工事の施行) 第6条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設、増設若しくは改築（以下「新設等」という。）又は撤去の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 略

今治市給水条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について、所要の改正をしようとするもの。

今治市給水条例の一部を改正する条例

今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。

- （1） 他の市町村長又は他の市町村長が本項の指定をした者に給水装置工事を施行させること。
- （2） 第5条第1項の規定による申込み並びに次項の規定による設計審査及び検査について、市長が別に定めるところによること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市給水条例改正条項新旧対照表

新	旧
(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずることができる。</u> <u>(1) 他の市町村長又は他の市町村長が本項の指定をした者に給水装置工事を施行させること。</u> <u>(2) 第 5 条第 1 項の規定による申込み並びに次項の規定による設計審査及び検査について、市長が別に定めるところによること。</u> 2 略	(工事の施行) 第 7 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 2 略

防災行政無線システム更新工事請負契約の締結について

防災行政無線システム更新工事施工のため、次の請負契約を締結する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳永 繁 樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 防災行政無線システム更新工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 435,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘 |

「参 考」

1 工事概要

防災行政無線設備更新 一式

今治市役所

消防本部

支所 朝倉、玉川、波方、大西、菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前

中継所 大深山、鷲ヶ頭山、海山、伯方大深山

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	435,600,000 円

区 分	金 額
予定価格	436,293,000 円
調査基準価格	415,767,486

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 工期

契約発効の日から令和9年1月29日まで

4 仮契約締結年月日

令和7年6月17日

財産の取得について（小型動力ポンプ）

次のとおり小型動力ポンプを購入する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- | | | | |
|---|-----------|---|----|
| 1 | 品名、規格及び数量 | 小型動力ポンプ（水冷式B-2、資機材含む。） | 6台 |
| 2 | 購入の目的 | 菊間方面隊、伯方方面隊及び大三島方面隊に配備の小型動力ポンプの更新 | |
| 3 | 購入方法 | 指名競争入札 | |
| 4 | 購入金額 | 21,714,000円 | |
| 5 | 購入の相手方 | 松山市南高井町1146番地1
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会
取締役 二神 智 | |

「参 考」

小型動力ポンプ入札結果

業 者 名	入 札 金 額
有限会社愛媛芝浦ポンプ商会	21,714,000 円
株式会社岩本商会	22,057,200
株式会社ヤマダ	22,968,000
株式会社新日本ライフテック	23,232,000
小川ポンプ工業株式会社 愛媛支社	23,496,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和6年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和6年度 今治市水道事業決算書
 - 水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和6年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和6年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当年度末残高	304,895,748
議会の議決による処分額	△204,895,748
建設改良積立金への積立	△145,984,022
自己資本金への組入	△58,911,726
処分後残高	（繰越利益剰余金） 100,000,000

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和6年度 今治市簡易水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度 今治市簡易水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和6年度 今治市簡易水道事業決算書
 - 簡易水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和6年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和6年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和6年度 今治市工業用水道事業決算書
工業用水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 令和6年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和6年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当年度末残高	175,833,306
議会の議決による処分額	△110,696,003
建設改良積立金への積立	△110,696,003
処分後残高	（繰越利益剰余金） 65,137,303

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和6年度 今治市下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度 今治市下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

提出書類

- 1 令和6年度 今治市下水道事業決算書
 - 下水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 令和6年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月28日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年2月24日午後2時30分頃、蓮池公園（今治市末広町四丁目5番地2）の敷地内に生えている樹木の根が、隣接する宅地（今治市末広町四丁目5番地5）に侵入し、相手側所有の水道管を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 84,226円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月13日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年3月19日午前11時頃、本市生涯学習課職員が運転する市有乗用自動車が、国道317号線（松山市河中町甲79番2地先）を直進中、センターラインをはみ出したため、対向車線を走行してきた相手方所有の普通自動車と衝突し、同車両が破損し、同乗していた相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 物的損害に対する支払額 2,716,771円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月16日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年2月19日午後2時5分頃、本市公園緑地課職員が運転する市有貨物自動車が、公用車駐車場から市道本局線（今治市南大門町二丁目5番1地先）に進入したところ、左側から同市道を直進してきた相手方所有の乗用自動車と接触し、双方の車両が破損し、相手方が負傷した。
- 3 損害賠償額 物的損害に対する支払額 467,823円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月8日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 省略 |
| 2 | 事故の概要 | 令和7年2月19日午後2時5分頃、本市公園緑地課職員が運転する市有貨物自動車が、公用車駐車場から市道本局線（今治市南大門町二丁目5番1地先）に進入したところ、左側から同市道を直進してきた相手方所有の乗用自動車と接触し、双方の車両が破損し、相手方が負傷した。 |
| 3 | 損害賠償額 | 人的損害に対する支払額 513,752円 |
| 4 | その他 | 物的損害については、専決第17号で報告 |

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月8日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年5月22日午前9時5分頃、本市資源リサイクル課所属の派遣職員が運転する市有貨物自動車が、相手方宅の庭（今治市喜田村五丁目10番31号）においてごみ袋を収集後、同庭から出ようとしたところ、同車両の右前部が相手方所有のブロック塀に接触し、同ブロック塀が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 48,400円

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和7年9月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 公営企業資金不足比率

（単位：%）

特別会計の名称	令和6年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	—	20.0
今治市簡易水道事業会計	—	
今治市工業用水道事業会計	—	
今治市下水道事業会計	—	

※資金不足がない場合「—」と表記している。

2 提出書類

令和6年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。